

平成 29 年度の指定管理者評価結果について

1 指定概要

(1) 施設概要

施設名：永楽集会所

所在地：津島市永楽町3丁目22番地2

構造：鉄骨造り 地上2階建

延床面積：187.92 m²

施設内容：1階 管理事務室、相談室、集会室、便所

2階 実習室、物置、便所

(2) 指定管理者の概要

指定管理者名：永楽町3丁目町内会

所在地：津島市永楽町3丁目1番地1

指定管理者概要：地域に密着した団体であり、また、長年にわたり当該施設の管理委託を受託している。

(3) 指定管理者業務の範囲

永楽集会所の管理及び運営に関する業務

(4) 指定期間

平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

2 評価結果

(1) 評価基準

評価項目	
1	適正な管理の確保に対する取り組み 施設の維持管理が適切に行われているか。
2	市民の平等利用、サービス向上、利用促進等に関する取り組み 利用者が公平に、平等に利用できるよう配慮されたか。
3	管理経費の安定や低減に対する取り組み 協定で定めた費用で施設の管理及び運営が効率的になされたか。
4	施設の設置目的の達成に関する取り組み 施設の設置目的に沿った活用がなされているか。

(2) 評価結果

	評価項目	配点	得点	評点
1	適正な管理の確保に対する取り組み	102	69	2
2	市民の平等利用、サービスの向上、利用促進等に関する取り組み	18	12	2
3	管理経費の安定や低減に対する取り組み	15	10	2
4	施設の設置目的の達成に関する取り組み	6	5	2
合 計		141	96	8
総合評価		A		
[評価の理由]				
1	適正な管理の確保に対する取り組み 設備・備品の維持管理に努め、迅速な対応・報告ができています。修繕費用が発生しないように工夫されている。設備や備品の補修も積極的に実施されている。			
2	市民の平等利用、サービスの向上、利用促進等に関する取り組み 設備の補修により利用者が安全で安心して利用できるよう努力している。			
3	管理経費の安定や低減に対する取り組み 費用の削減に努め、指定管理料内で施設の管理運営するよう努力している。			
4	施設の設置目的の達成に関する取り組み 利用に関する苦情もなく、地域住民の交流や憩いの場として利用されている。			

※評点について

◆配点 チェックリストによる評価対象項目×3点

◆得点 チェックリストによる評価対象項目ごとに

◎：3点(計画された業務水準を大きく上回る成果があり、特に優れていたもの)

○：2点(計画された業務水準を概ね達成したもの)

△：1点(再三の指導や是正勧告の結果、計画された業務水準を概ね達成したもの)

×：0点(計画された業務水準を達成できなかったもの)

◆評点基準(小数点第3位で四捨五入)

得点÷配点=0.85以上 3点

得点÷配点=0.6~0.85未満 2点

得点÷配点=0.3~0.60未満 1点

得点÷配点=0.30未満 0点

※総合評価について

◆評点配点 評価項目×3点

◆合計点 評点の合計点数

◆総合評価基準

S：目標や計画を大きく上回る成果があり、特に優れていた。

(「1点」以下の項目がなく、かつ、合計得点が全体の85%以上)

A：目標や計画どおりの成果があり、適正な管理が行なわれていた。

(「0点」の項目がなく、かつ、合計得点が全体の60%以上85%未満)

B：目標や計画下回る点があり、更なる努力が必要である。

(「0点」の項目がなく、かつ、合計得点が全体の30%以上60%未満)

C：管理及び運営に適切でない点があり、改善すべきである。

(「0点」の項目がなく、かつ、合計得点が全体の30%未満)